

## 令和3年4月版 みよし市訪問介護相当サービス・訪問型緩和サービス 報酬単価(概要版)

◆訪問介護相当サービス(1単位=10.70円)

○基本報酬

サービス区分	単位数
訪問介護相当サービス(Ⅰ) (身体介護及び生活援助の提供時間が20分未満)	167単位/回
訪問介護相当サービス(Ⅱ) (身体介護及び生活援助の提供時間が20分以上30分未満)	250単位/回
訪問介護相当サービス(Ⅲ) (身体介護及び生活援助の提供時間が30分以上60分以内)	396単位/回

※1 同一建物減算 基本報酬×90%

※2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、基本報酬に0.1%を加算する。(四捨五入。1単位未満は切り上げ。)

○加算

サービス区分	単位数
初回加算	200単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	23単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	34単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	54単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	17単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	25単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	40単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	9単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	14単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	22単位/回

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	8単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	13単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	20単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	7単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	11単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	18単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	11単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	16単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	25単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅰ)の場合)	7単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅱ)の場合)	11単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(訪問介護相当サービス(Ⅲ)の場合)	17単位/回

◆訪問型緩和サービス(1単位=10.70円)

○基本報酬

訪問型緩和サービス(Ⅰ) 生活援助のみの場合で、買い物支援なし	183単位/回
訪問型緩和サービス(Ⅱ) 生活援助のみの場合で、買い物支援あり	225単位/回